

令和5年度 第1回総合教育会議

令和5年11月21日（火）

午後3時00分 開会

801会議室

議事日程	議	題
第1		開会
第2	議題第1号	小金井市教育・文化の振興に関する総合的施策の大綱について
第3	議題第2号	義務教育就学児医療費助成制度・高校生等医療費助成制度について
第4	議題第3号	小金井市立学校部活動の地域連携について
第5	議題第4号	コミュニティスクールについて
第6	議題第5号	緑センターの委託化について
第7		閉会

【資料】

資料1	義務教育就学児医療費助成制度・高校生等医療費助成制度
-----	----------------------------

義務教育就学児医療費助成制度 高校生等医療費助成制度



令和5年10月から

中学生 高校生等

子 医療証 通院負担有(200円)		青 医療証 通院負担有(200円)	
負担者番号		負担者番号	
受給者番号		受給者番号	
児氏名		高校生等氏名	
児童生年月日		生年月日	
住所		住所	
保護者氏名		保護者氏名	
有効期間	から まで	有効期間	から まで
<small>上記の者は、小金井市義務教育就学児医療費助成制度に該当する者であり、小金井市義務教育就学児医療費助成制度に該当する者であることを証明する。</small>		<small>上記の者は、小金井市義務教育就学児医療費助成制度に該当する者であり、小金井市義務教育就学児医療費助成制度に該当する者であることを証明する。</small>	
交付年月日		交付年月日	

所得の制限が無くなります！！

※所得制限超過により医療証を持っていないお子様の保護者は申請が必要です

義務教育就学児医療費助成	高校生等医療費助成制度
対象：小学生および中学生	対象：高校生等 ※ 高校生相当年齢の子ども
制度共通	
<ul style="list-style-type: none"> ・ お子様が健康保険適用の医療行為や薬剤提供を受けた場合に自己負担すべき額から200円（通院毎）を控除した額を市が助成 ・ 他医療費助成や生活保護を受給中または健康保険未加入の場合は対象外 ・ 助成内容 <ul style="list-style-type: none"> 【通院】健康保険適用後の自己負担額から上限200円を控除した額 【入院】食事療養標準負担額を除く健康保険適用後の自己負担額 【調剤・訪問看護】健康保険適用後の自己負担額 	

所得制限について		～令和元年9月	令和元年10月 ～令和3年9月	令和3年10月 ～令和5年3月	令和5年4月 ～令和5年9月	令和5年10月 以降
子	小学1年生～3年生	制限あり	制限なし			
	小学4年生～6年生	制限あり	制限なし			
	中学生	制限あり				制限なし
青	高校生等	制限あり				制限なし